

令和 5 年度 公共事業事後評価実施要領（案） 【令和 4 年度との対比表】

令和 5 年度	令和 4 年度	備 考
<p>1 基本的な考え方 事前評価等の対象となった地区の事業完了後において、事業効果の発現状況や整備施設の管理状況等の確認を行い、その結果を同種事業の今後の実施に活用することを目的に事後評価を実施する。</p> <p>2 評価の対象とする範囲 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、公共事業再評価又は公共事業（大規模等）事前評価を実施し、<u>事業完了後 5 年が経過した</u>地区とする。</p> <p>3 評価の対象地区 <u>(1) 2に該当する地区のうち、別表（対象地区選定一覧）により選定するものとし、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）において、認められた地区とする。</u> <u>(2) 令和 5 年度及び令和 6 年度に評価を実施する地区を上記(1)により選定する。</u></p> <p>4 評価の視点 (1) 効果の発現状況 ・ 整備後の効果発現 ・ 整備施設の管理及び利用者等への意見聴取 ・ 整備における環境等の影響 (2) 同種事業に今後活用すべき事項</p> <p>5 評価の時点 <u>令和 5 年</u> 8 月 1 日現在における完了後の状況で評価を実施する。</p> <p>6 評価の実施方法 各部署は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、各部署が行う一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。 各部署が一次政策評価を行った地区については、二次政策評価の過程において専門委員会の意見を聴取する。</p>	<p>1 基本的な考え方 事前評価等の対象となった地区の事業完了後において、事業効果の発現状況や整備施設の管理状況等の確認を行い、その結果を同種事業の今後の実施に活用することを目的に事後評価を実施する。</p> <p>2 評価の対象とする範囲 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、公共事業再評価又は公共事業（大規模等）事前評価を実施し、<u>事業完了後 3 年目（予算執行最終年度の翌年度を 1 年目と数える。）</u>の地区とする。</p> <p>3 評価の対象地区 2に該当する地区のうち、別表（対象地区選定一覧）により選定するものとし、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）において、認められた地区とする。</p> <p>4 評価の視点 (1) 効果の発現状況 ・ 整備後の効果発現 ・ 整備施設の管理及び利用者等への意見聴取 ・ 整備における環境等の影響 (2) <u>効果の発現状況を踏まえた同種事業に今後活用すべき事項</u></p> <p>5 評価の時点 <u>事業完了後 3 年目</u>の 8 月 1 日現在における完了後の状況で評価を実施する。</p> <p>6 評価の実施方法 各部署は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、<u>各部署が行う</u>一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。 各部署が一次政策評価を行った地区については、二次政策評価の過程において専門委員会の意見を聴取する。</p>	<p>・ 経過年数の見直し</p> <p>・ 項番追加</p> <p>・ 翌年度の対象地区を本年度に先行選定</p> <p>・ 文言削除</p> <p>・ 文言修正</p> <p>・ 文言修正</p>

令和5年度	令和4年度	備考
<p>(1) 公共事業事後評価地区一覧表 (2) <u>公共事業事後評価総括表</u> <u>(3)</u> 公共事業事後評価調書</p> <p>7 留意事項 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>8 その他 (1) 試行の実施に当たり、専門委員会の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。 (2) その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(1) 公共事業事後評価地区一覧表 (2) 公共事業事後評価調書</p> <p>7 留意事項 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>8 その他 (1) 試行の実施に当たり、専門委員会の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。 (2) その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>・一次政策評価後に提出する総括表を追加</p>

令和5年度	令和4年度	備考																																																				
<p>別表 対象地区選定一覧 評価の対象地区については、次の「主な事業種別」の各欄から概ね1地区程度を選出する。</p>	<p>別表 対象地区選定一覧 評価の対象地区については、次の「主な事業種別」の各欄から概ね1地区程度を選出する。</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業種別</th> <th>所管部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道営土地改良事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>道営農地防災事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>道営農道整備事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>水産基盤整備事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>林道整備事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>治山事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>道路改築事業費 都市計画街路事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>治水ダム建設事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸侵食対策費</td> <td>水産林務部 建設部</td> </tr> <tr> <td>道営住宅建設費</td> <td>建設部</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業種別	所管部	道営土地改良事業費	農政部	道営農地防災事業費	農政部	道営農道整備事業費	農政部	水産基盤整備事業費	水産林務部	林道整備事業費	水産林務部	治山事業費	水産林務部	道路改築事業費 都市計画街路事業費	建設部	広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費	建設部	治水ダム建設事業費	建設部	通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費	建設部	漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸 侵食 対策費	水産林務部 建設部	道営住宅建設費	建設部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業種別</th> <th>所管部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道営土地改良事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>道営農地防災事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>道営農道整備事業費</td> <td>農政部</td> </tr> <tr> <td>水産基盤整備事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>林道整備事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>治山事業費</td> <td>水産林務部</td> </tr> <tr> <td>道路改築事業費 都市計画街路事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>治水ダム建設事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸侵食対策費</td> <td>水産林務部 建設部</td> </tr> <tr> <td>道営住宅建設費</td> <td>建設部</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業種別	所管部	道営土地改良事業費	農政部	道営農地防災事業費	農政部	道営農道整備事業費	農政部	水産基盤整備事業費	水産林務部	林道整備事業費	水産林務部	治山事業費	水産林務部	道路改築事業費 都市計画街路事業費	建設部	広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費	建設部	治水ダム建設事業費	建設部	通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費	建設部	漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸 侵食 対策費	水産林務部 建設部	道営住宅建設費	建設部	<p>・誤字修正</p>
主な事業種別	所管部																																																					
道営土地改良事業費	農政部																																																					
道営農地防災事業費	農政部																																																					
道営農道整備事業費	農政部																																																					
水産基盤整備事業費	水産林務部																																																					
林道整備事業費	水産林務部																																																					
治山事業費	水産林務部																																																					
道路改築事業費 都市計画街路事業費	建設部																																																					
広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費	建設部																																																					
治水ダム建設事業費	建設部																																																					
通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費	建設部																																																					
漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸 侵食 対策費	水産林務部 建設部																																																					
道営住宅建設費	建設部																																																					
主な事業種別	所管部																																																					
道営土地改良事業費	農政部																																																					
道営農地防災事業費	農政部																																																					
道営農道整備事業費	農政部																																																					
水産基盤整備事業費	水産林務部																																																					
林道整備事業費	水産林務部																																																					
治山事業費	水産林務部																																																					
道路改築事業費 都市計画街路事業費	建設部																																																					
広域河川改修事業費 河川総合流域防災事業費	建設部																																																					
治水ダム建設事業費	建設部																																																					
通常砂防事業費 火山砂防事業費 総合流域防災事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費	建設部																																																					
漁港海岸保全事業費 海岸高潮対策費 海岸 侵食 対策費	水産林務部 建設部																																																					
道営住宅建設費	建設部																																																					
<p>※上記以外の事業については、必要に応じて選出。</p>	<p>※上記以外の事業については、必要に応じて選出。</p>																																																					

令和5年度（2023年度） 公共事業事後評価総括表（試行）（一次政策評価）

（様式2）

整理 番号	所管部	事業種別	調書 番号	ふりがな 地区名	市町村名	事業 採択 年度	完了 年度	事業内容	総事業費 (百万円)	評価結果	摘要
										一次政策評価	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7			令和5年度公共事業事後評価実施要領の「6 評価の実施方法」のとおり 一次政策評価後に各々が提出する総括表を追加								
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

調書番号	所管部	基準年月日	令和5年8月1日
		作成責任者	〇〇部〇〇局〇〇課長 道庁太郎
		担当係	〇〇係（内線）12-345

I 基本事項									
事業種別									
ふりがな 地区名		市町村名							
事業期間	採択	完了			総事業費		百万円		
負担割合	国	道			市町村		その他		
事業目的・目標		事業期間、負担割合の欄を追加							
事業概要									
評価経歴			工事費内訳		百万円	変更理由・内容		費用対効果 (百万円)	
採択	完了	区分							
					0	/		便益	0
								費用	0
								B/C	#DIV/0!
		計							
					0	/		便益	0
								費用	0
								B/C	#DIV/0!
		計							
		事後 R5 (2023)			0	/		便益	
								費用	
								B/C	
		計							

B/C算出については、本格運用
に向け検討中

II 効果の発現状況	
1 整備後の効果発現	【整備前の課題】
	【整備後の改善】
2 整備施設の管理・利用者等への意見聴取	【維持管理状況】
	【利用者等への意見聴取】 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> 評価調書には写真を付けず、原則、文書のみ記載 効果等を表す写真は新たに設定した調書付表に貼り付け </div>
3 整備における環境等の影響	【自然環境の影響】
	【その他（生活環境等）の影響】 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> 今後活用すべき事項に推進事項及び 課題等の欄をそれぞれ追加 </div>

III 同種事業に今後活用すべき事項	
1 効果発現を踏まえた推進事項	
2 課題等	

IV 評価		
対処方針		
	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>a : 効果が発現している b : 効果が一部発現している c : 効果の発現は見られない</td> </tr> </table>	a
a	a : 効果が発現している b : 効果が一部発現している c : 効果の発現は見られない	

令和5年度（2023年度）公共事業事後評価調書【付表】（試行）

調書番号		事業種別	
ふりがな 地区名		市町村名	

令和4年度の公共事業評価専門委員会での指摘を踏まえ、効果の発現等を表す写真については、より見やすく説明の自由度が高くなるよう新たに本付表を設定